



---

---

## 職員の分散勤務で感染症予防

---

---

習志野市では感染拡大の防止と市民サービスの継続を図る観点から、下記の通り勤務日や執務室を分散することや休暇の取得等により、4月15日(水)から当面の間、職員の分散勤務を実施します。

### 1. 実施期間

令和2年4月15日(水)から当面の間とします。

※実施可能な職場から順次実施します。

### 2. 対象者

全職員(習志野市企業局を含む)

### 3. 三つの密(密閉、密集、密接)を防ぐ三つの分散勤務

分散勤務で勤務する職員同士が十分な距離を保つことを目指します。

(1) 週休日の振替や祝日の代休指定を活用した勤務日の分散

(2) 会議室等を利用した執務室の分散

(3) 時差出勤勤務を活用した勤務時間の分散

(4) 上記の取組みでも執務室内で2～3割程度の職員削減が難しい場合、特別休暇を適用します。

なお、感染防止対策やこれに伴う経済支援などの緊急対策、子育て・福祉・健康や上下水道・ごみ収集など、市民の安全確保、社会生活の維持に関する業務を引き続き継続します。

問合せ先

総務部人事課

担当: 佐々木 博文(課長)

電話: 047-453-9216